

指定管理者の募集要項

釜石市では、市内体育施設について、民間の能力を取り入れ、効果的かつ効率的な施設運営を図り、多様化するニーズに応え、より質の高いサービスを提供するため、地方自治法（昭和22年法律第67）第244条の2第3項、釜石市体育施設条例（平成9年12月15日条例第19号）、昭和園クラブハウス条例（昭和62年6月23日条例第5号）、釜石市民交流センター条例（平成15年3月14日条例第3号）、釜石市中妻体育館条例（平成18年6月16日条例第20号）、釜石市都市公園条例（昭和49年7月22日条例第25号）、釜石市球技場条例（平成25年3月21日条例第25号）及び釜石市民体育館条例（令和元年6月24日条例第1号）に基づき、「指定管理者」を次のとおり募集します。

1 指定管理者制度について

指定管理者制度は、多様化する住民のニーズに応え、より効果的かつ効率的に施設を運営するため、民間の能力を生かして「公の施設」を管理し住民サービスを向上させるとともに、経費の縮減等を図ることを本旨としています。

2 対象施設の概要

(1)-1 釜石市球技場

- ① 位 置 釜石市甲子町第10地割159番地4
- ② 構 造 グラウンドピッチ：ロングパイル人工芝
クラブハウス：鉄骨造2階建て
- ③ 延床面積 グラウンドピッチ20,693㎡・クラブハウス499㎡
- ④ 開設年月日 平成25年4月13日
- ⑤ 開場時間 9時から21時まで
- ⑥ 休 場 日 12月29日から翌年1月3日
- ⑦ 施設内容 グラウンド：ラグビーピッチ1面、サッカーピッチ1面、
夜間照明設備、Jボックス4台（2台2セット）、防球ネット、
電光掲示板、放送機器、本部席（ラグビー側1式）、
観戦ベンチ（ラグビー側4基、サッカー側8基）、遊歩道、駐車場
クラブハウス：ロッカー室2室、シャワー室2室、トイレ（男・女・
多目的）、事務所・ミーティングルーム、予備室、ラウンジ、
会議室、バルコニー

(1)-2 釜石市民弓道場

- ① 位 置 釜石市桜木町1丁目1番1号
- ② 構 造 木造平屋建て
- ③ 延床面積 245㎡
- ④ 開設年月日 平成22年10月16日
- ⑤ 利用時間 9時から21時まで
- ⑥ 休 場 日 月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合はその翌日）、
国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日及び12月29日から
翌年1月3日
- ⑦ 施設内容 射場：会議室、更衣室、控室、湯沸室、便所（内部用・外部用）等

的場：安土、看的所、倉庫、防矢ネット等
外構：矢道排水溝、植栽、碎石舗装等
屋外環境整備：芝張、生垣、ウッドチップ舗装、碎石舗装、
ベンチ、ライトアップ照明等

(1)-3 桜木町多目的広場

- ① 位 置 釜石市桜木町1丁目1番1号
- ② 規 模 広場(70m×70m)
- ③ 利用時間 9時から18時まで
- ④ 休 場 日 月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合はその翌日)、
国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日及び12月29日から
翌年1月3日

(1)-4 釜石市民交流センター(体育館)

- ① 位 置 釜石市嬉石町一丁目7番8号
- ② 構 造 鉄筋コンクリート造3階建て
- ③ 延床面積 1,058.32㎡
- ④ 開設年度 昭和47年度
- ⑤ 開館時間 9時から21時まで
- ⑥ 休 館 日 月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合はその翌日)、
国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日及び12月29日から
翌年1月3日
- ⑦ 施設内容 アリーナ(800㎡)、男女トイレ、事務室等

(1)-5 釜石市営プール

- ① 位 置 釜石市大平町三丁目6番1号
- ② 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建て
- ③ 延床面積 2,225㎡(屋内プール棟)
- ④ 開設年度 昭和43年度(平成10年リニューアル)
- ⑤ 開館時間 火曜日から金曜日まで 12時から20時まで
土曜日 12時から18時まで
日曜日 10時30分から18時まで
- ⑥ 休 館 日 月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合はその翌日)、
国民の祝日に関する法律に規定する休日(こどもの日及び体育の日
を除く)の翌日及び12月29日から
翌年1月3日
※メンテナンスによる休館期間あり
- ⑦ 施設内容 屋外50mプール(9コース、日水連公認)、屋外25mプール、屋内
25mプール、屋内幼児プール、事務室、
ラウンジ、観覧室、監視室、男女更衣室、シャワー室、
機械・電気室、トレーニングルーム

(1)-6 釜石市民体育館

- ① 位 置 釜石市鶴住居町4丁目905番3

- ② 構造 鉄骨一部鉄筋コンクリート造り (RC造一部S造PCaPC造)
- ③ 延床面積 3547.2 m²
- ④ 開設年月日 令和1年12月1日
- ⑤ 開館時間 9時から21時まで
- ⑥ 休館日 月曜日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合はその翌日)、国民の祝日に関する法律に規定する休日 (こどもの日及び体育の日を除く) の翌日及び12月29日から翌年1月3日
- ⑦ 施設内容 アリーナ バレーボール、バスケットボール等で2面分
男女ロッカールーム各1、会議室 (仕切りで2分割)
トイレ (1階1箇所、2階2箇所)、多機能トイレ (1.2階各1箇所)
赤ちゃん休憩室1、エレベーター1基
空調 (冷暖房) 完備、温水シャワー (男女各3室)、医務室
放送室 (音響設備)、用具室

(2)-1 昭和園クラブハウス

- ① 位置 釜石市中妻町三丁目1番
- ② 構造 アスファルトシングル葺鉄骨造平屋建
- ③ 延床面積 258 m²
- ④ 開設年月日 昭和62年4月27日
- ⑤ 開館時間 9時から21時まで
- ⑥ 休館日 12月29日から翌年1月3日
- ⑦ 施設内容 集会室 (35畳) ・事務室 ・会議室 ・湯沸室 ・男子便所 ・女子便所

(2)-2 釜石市中妻体育館

- ① 位置 釜石市中妻町一丁目6番36号
- ② 構造 鉄骨造2階建て
- ③ 延床面積 900 m²
- ④ 開設年月日 昭和55年8月20日
- ⑤ 開館時間 9時から21時まで
- ⑥ 休館日 月曜日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合はその翌日)、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日
- ⑦ 施設内容 玄関 ・アリーナ ・管理室 ・器具庫 ・男子便所 ・女子便所 ・男子更衣室 ・女子更衣室 ・ギャラリー ・ステージ ・控室

(2)-3 平田公園野球場

- ① 位置 釜石市大字平田5地割85番地2
- ② 構造 鉄筋コンクリート造2階建て
- ③ 延床面積 19,200 m²
- ④ 開設年月日 平成5年4月1日
- ⑤ 利用時間 8時から21時まで
- ⑥ 開場期間 4月1日から11月30日
- ⑦ 施設内容 グラウンド (両翼95m、センター120m)、事務室、会議室、役員室、選手控室、スコアボード、放送機器、

照明設備等

(2)-4 平田公園クラブハウス

- ① 位 置 釜石市大字平田 5 地割 93 番地 8
- ② 構 造 木造一部鉄骨造平屋建て
- ③ 延床面積 316.33 m²
- ④ 開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日
- ⑤ 開館時間 9時から 21時まで
- ⑥ 休 館 日 月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合はその翌日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日（こどもの日及び体育の日を除く）の翌日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日
- ⑦ 施設内容 大会議室、小会議室、シャワー設備、更衣室、給湯室、ロビー、男女トイレ、管理人室、機械室

(2)-5 平田公園多目的グラウンド

- ① 位 置 釜石市大字平田 5 地割地内
- ② 規 模 メイングラウンド（114m×70m）サブグラウンド（90m×70m）
- ③ 開場時間 平田公園野球場に準ずる
- ④ 休 場 日 平田公園野球場に準ずる

3 申請できる者

(1) 応募資格

原則として市内に主たる事務所を有する団体等。

(2) 欠格事項

応募者のうち、次に該当することとなった場合は、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ② 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取り消しを受けたことがある者
- ③ 本市の市税を滞納している者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑤ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ⑥ 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者としようするおそれがある者

4 運営方針

対象施設の管理運営については、以下の項目を基本的な運営方針とします。

- (1) 市民及びスポーツ愛好者の積極的な利用及びサービスの向上
- (2) 平等な利用の確保
- (3) 施設の良い維持管理
- (4) 利用者の安全確保

- (5) 施設の管理経費の縮減
- (6) 施設機能の最大限の発揮
- (7) 関係条例、釜石市公文書公開条例、釜石市個人情報保護条例、釜石市行政手続条例ほか関係法令の遵守
- (8) 個人情報の保護

5 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 指定管理対象施設の利用促進に関する業務
- (2) 指定管理対象施設の利用の許可及び利用料金の収受に関する業務
- (3) 指定管理対象施設及び設備等の維持管理に関する業務

※ 詳細は、指定管理仕様書のとおり

6 指定する期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間として基本協定を締結します。

ただし、施設の管理の適正を期すため行った指示に指定管理者が従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、市は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じる場合があります。

7 提出書類

提出書類は市文化スポーツ部スポーツ推進課で配布しているほか、市HPからダウンロードが可能です。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 対象施設についての事業計画書
- (3) 対象施設についての収支計画書
- (4) 定款若しくは寄付行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- (5) 申請の日の属する事業年度の前3ヵ年度分に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- (6) 納期到来済の市税の納税を証明する書類
- (7) 企業又は団体の概要
 - ① 経歴・実績
 - ② 代表者の履歴書、役員の構成及び氏名
 - ③ 事業概要又はこれに準ずるもの（パンフレット可）
- (8) その他対象施設の管理が適正かつ確実に行われるかどうかを判断するために市長が必要と認める書類

※ 書類に不備がある場合には「不受理」となることがあります。また、申込書類等は原則として返却しません。

8 申請の受付

- (1) 受付期間：令和6年12月23日（月）から令和7年1月23日（木）17時まで必着（郵送の場合は当日消印有効）
- (2) 提出場所：〒026-0031 釜石市鈴子町22-1
釜石市文化スポーツ部スポーツ推進課
TEL 0193-27-5712/FAX 0193-31-1170
- (3) 申請書類の提出部数等 10部（正本1部、副本9部）

9 申請予定者説明会の開催

申請方法、指定管理者の業務等についての説明会を開催します。(参加希望の方は事前にスポーツ推進課までご連絡ください。)

- (1) 日時：令和7年1月8日(水)13時30分から
- (2) 場所：釜石市民体育館 会議室

10 申請にかかる質問の受付期間と回答

- (1) 受付期間：令和6年12月25日(水)9時から令和7年1月16日(木)17時まで
- (2) 質問は、質問者の住所、代表者名及び連絡先を明記の上、質問事項を記入し、スポーツ推進課までFAXもしくはEメールにて提出願います。
- (3) 回答は、質問者のほか募集参加者に対しても随時FAX若しくはEメールにより連絡するほか、市HPにも掲載します。

11 指定管理者の候補の選定

(1) 指定管理者の候補の選定

指定管理者の候補者は、提出された事業計画書等をもとに「指定管理者選定委員会」においてプレゼンテーションを行い、その結果を総合的に審査したうえで選定します。

○ 選定の基準

- 1 利用者にとって運営が充実されるなど、施設の機能が最大限発揮されること。
- 2 平等でかつ積極的な利用が確保されること。
- 3 施設等が適切に維持管理されること。
- 4 事業計画書の内容が適正で、サービスの向上につながるものであること。
- 5 収支計画の内容が適正で、管理経費の削減努力がなされていること。
- 6 施設の管理を安全かつ安定して行うに足りる人員、資産その他の経営の経験及び能力を有していること、又はその確保が可能であること。
- 7 関係法令が遵守されるとともに利用者の安全が確保されていること。
- 8 個人情報の保護が図られるものであること。

○ 審査の手順

1 申請書類の確認

提出書類の確認は、スポーツ推進課で行います。

2 審査方法

指定管理者選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション並びにヒアリングを実施し、総合的に評価して最も適当であると認められる団体を指定管理候補者として選定します。

審査については、審査項目を作成し、それぞれの項目に点数を付け、合計点数の1番多い申請者を指定管理候補者とします。

3 選定委員会の日程 令和7年1月30日

(2) 選定結果の通知等

1 選定結果の通知

選定結果は、全ての申請者に対し書面により速やかに通知します。また、市HPにも掲載して公表します。

2 公表の方法

団体名は、選定された団体名のみ公表するとともに、点数については、各団体の評価項目別の点数及び合計点数を、選定した理由とともに公開します。

3 公表の時期

原則として、選定委員会が催された次週とします。

12 指定管理料等

(1) 指定管理に関する経費は、施設の利用料金収入などの収入見込み分と市からの指定管理料から支出することとします。

指定管理料の上限は各施設下記のとおりとしますので、過去の収支状況を参考とし、収支計画書を提出してください。

指定管理料は、提出された収支計画書の提案額を基に協議し、年度協定書に定めるものとします。

① 釜石市球技場（市民弓道場、桜木町多目的広場含む）

11,757,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

② 釜石市民交流センター（体育館）

8,255,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

③ 釜石市営プール

47,985,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

④ 釜石市民体育館

27,189,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

⑤ 昭和園クラブハウス（中妻体育館含む）

4,077,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

⑥ 平田公園野球場（平田公園クラブハウス、平田公園多目的グラウンド含む）

18,091,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

○ 利用料金制度について

- ・利用料金制度とは、利用者の支払う利用料を直接自らの収入とすることができる制度です。したがって、その管理運営に係る収支について一定の責任を負うことになるので、施設の利用を促進するなどの方法によって収入金を確保する努力が求められます。
- ・利用料金の額は、条例の範囲内で指定管理者が定めることができますが、条例で定めた利用料によらない場合は、予め市長の承諾を得なければなりません。
- ・条例で定める利用料金の額を変更する場合は、指定管理者と協議します。
指定管理者は、上記指定管理料及び施設等の利用料金のほかにも、自らが企画・実施する催事等の事業の収入金を自らの収入とします。

(2) 行政財産の目的外の使用によって収入することとなる使用料等は、市の収入となります。

(3) 指定管理料は、会計年度ごとに支払いますが、支払い時期や方法等詳細は市との協議によって決定します。

(4) 指定管理者は、施設の管理運営に係る収入・支出の経理を必要な帳簿を作成するなどして単独で会計処理して下さい。また、収入・支出金の管理は、指定管理する施設のものであることが明確になるよう銀行等の口座で管理してください。

13 情報の公開

申込み団体名や提出書類は、釜石市公文書公開条例に基づく情報公開の対象となります。ただし、経営状況の書類等、団体の正当な利益を害するおそれがある書類については、非公開とします。

14 費用負担等

申込みに関して必要となる費用は、申込者の負担とします。

15 その他

(1) 指定管理者の指定及びその後の日程について

- 1 指定管理者は、3月議会を経て指定する予定です。
- 2 引継ぎ作業については、3月末日までに終了して下さい。
- 3 基本協定書の内容については、指定管理者との協議の後、令和6年度中に締結する予定です。

(2) 市議会での議決が得られない場合（3月議会での指定管理者指定の議決等）、又は議決を得るまでの間に、指定管理候補者を指定管理者に決定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者に指定しないことがあります。なお、指定管理者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、一切補償しません。

参考資料（過去3ヵ年分の実績）

1. 利用者数の推移

(1) 釜石市球技場

（単位：人、円）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
4月	4,469	202,020	4,439	311,660	3,633	328,140
5月	4,937	165,810	3,885	322,410	3,158	312,020
6月	4,789	199,890	3,673	325,750	3,283	283,310
7月	4,989	262,470	3,531	405,820	3,207	358,290
8月	2,153	104,320	3,552	339,200	3,347	355,330
9月	3,756	178,630	4,596	422,570	4,427	487,630
10月	6,822	309,080	3,644	407,360	4,068	439,150
11月	6,593	282,710	5,533	413,080	5,940	384,340
12月	3,865	157,910	3,637	340,840	3,602	373,640
1月	3,441	141,450	3,042	195,000	3,218	252,880
2月	3,425	249,080	2,989	249,530	3,232	207,970
3月	3,183	229,820	3,603	386,950	3,488	268,050
計	52,422	2,483,190	46,124	4,120,170	44,603	4,050,750

(2) 市民弓道場

（単位：人、円）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
4月	184	9,490	130	9,300	251	12,150
5月	164	10,650	115	7,580	102	9,410
6月	136	9,700	102	7,970	140	10,470
7月	117	8,260	72	6,880	96	8,160
8月	69	6,890	53	5,230	66	5,850
9月	103	8,470	136	10,270	122	8,520
10月	91	7,460	107	7,930	119	8,850
11月	87	7,090	89	7,210	122	7,580
12月	57	4,920	35	3,300	56	4,530
1月	48	3,800	59	5,350	72	5,990
2月	69	5,890	75	6,710	83	6,690
3月	84	6,160	154	11,040	195	12,950
計	1,209	88,780	1,127	88,770	1,424	101,150

(3) 市民交流センター（体育館）

(単位：人、円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
4月	866	103,440	1,101	89,160	674	66,760
5月	844	116,260	714	71,700	603	58,600
6月	918	108,500	729	77,190	609	59,880
7月	878	102,640	696	72,170	568	57,940
8月	575	74,320	552	60,730	600	54,850
9月	891	89,730	610	62,520	655	64,800
10月	1,014	109,330	658	67,940	710	69,720
11月	1,061	94,870	652	65,520	682	64,480
12月	939	115,590	715	64,660	598	55,880
1月	720	92,970	605	58,680	540	50,200
2月	731	76,530	617	61,830	504	49,810
3月	1,122	124,830	860	81,190	906	77,090
計	10,559	1,209,010	8,509	833,290	7,649	730,010

※令和3年度は本館の利用者数、利用料金を含む

(4) 市営プール

(単位：人、円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
4月	2,573	561,720	2,297	646,060	2,065	564,410
5月	2,305	713,670	1,984	577,430	2,082	758,370
6月	2,549	594,770	2,321	625,610	2,215	602,930
7月	3,170	873,230	2,726	697,650	2,992	806,970
8月	2,395	555,990	2,660	664,910	3,488	867,730
9月	2,319	531,090	2,069	567,790	2,345	841,660
10月	2,461	594,420	2,046	900,090	2,071	555,490
11月	2,215	507,860	1,875	563,350	1,994	584,610
12月	2,165	514,480	1,785	522,670	1,848	524,840
1月	1,989	536,140	1,830	502,270	1,953	574,810
2月	1,943	512,570	2,045	560,010	2,013	516,150
3月	1,417	327,390	957	237,110	614	136,080
計	27,501	6,823,330	24,595	7,064,950	25,680	7,334,050

(5) 釜石市民体育館

(単位：人、円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
4月	1,819	138,890	0	0	2,177	132,550
5月	3,394	185,740	0	0	1,530	111,620
6月	1,853	128,480	0	0	2,111	131,060
7月	2,820	194,520	0	0	1,911	127,750
8月	1,527	114,590	0	0	2,904	166,170
9月	2,287	171,640	2,315	167,110	2,900	275,590
10月	1,897	234,560	2,596	186,590	3,605	215,800
11月	2,393	143,620	3,480	348,970	1,453	205,120
12月	2,131	153,600	3,220	183,880	2,926	160,520
1月	1,654	128,360	3,109	139,300	2,469	161,960
2月	2,235	155,300	2,111	140,360	2,257	140,540
3月	1,039	76,530	3,448	167,200	3,325	180,650
計	25,049	1,825,830	20,279	1,333,410	29,568	2,009,330

(6) 昭和園クラブハウス

(単位：人、円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
4月	609	25,260	654	22,470	657	25,220
5月	303	7,660	364	8,730	419	10,780
6月	501	10,980	411	13,030	338	9,050
7月	680	11,090	1,049	8,740	584	8,530
8月	599	9,800	575	7,100	693	7,210
9月	415	8,230	425	7,910	991	6,710
10月	1,350	15,300	855	14,730	561	13,300
11月	408	19,190	310	16,840	572	20,640
12月	250	14,870	318	13,970	222	12,110
1月	398	19,300	405	18,780	407	14,160
2月	614	20,420	715	25,260	579	23,650
3月	441	16,440	438	20,340	443	17,170
計	6,568	178,540	6,519	177,900	6,466	168,530

(7) 中妻体育館

(単位：人、円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
4月	186	6,675	859	26,770	862	5,530
5月	366	13,680	738	28,710	812	19,350
6月	443	23,180	1,050	34,560	863	21,200
7月	431	20,330	1,211	25,590	662	21,085
8月	1,379	41,870	811	25,540	533	14,795
9月	628	18,377	850	32,745	851	27,160
10月	401	18,000	917	28,030	875	19,940
11月	611	18,512	847	23,800	1,228	31,000
12月	631	26,012	769	24,250	781	30,500
1月	1,488	44,490	696	22,370	648	24,940
2月	324	10,777	795	23,865	713	24,280
3月	1,572	51,060	974	27,370	901	83,675
計	8,460	292,963	10,517	323,600	9,729	323,455

(8) 平田公園野球場

(単位：人、円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
4月	2,307	40,910	2,265	65,595	662	13,710
5月	2,969	94,632	2,741	92,695	1,276	53,460
6月	1,222	82,800	854	59,510	560	86,205
7月	1,763	42,015	1,046	20,025	1,346	72,250
8月	756	62,015	1,491	48,395	1,155	15,385
9月	474	64,120	1,123	29,650	298	78,510
10月	1,135	43,205	992	22,460	830	32,590
11月	62	15,715	235	17,920	623	66,680
12月	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	10,710
2月	0	0	0	0	0	0
3月	0	30,000	231	12,365	231	0
計	10,688	475,412	10,978	368,615	6,981	429,500

(9) 平田公園クラブハウス

(単位：人、円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
4月	62	0	21	0	44	0
5月	45	0	25	0	55	0
6月	44	30,000	36	0	49	0
7月	45	0	35	0	53	0
8月	24	0	37	0	42	0
9月	51	30,000	46	0	50	0
10月	50	0	35	0	55	30,000
11月	53	0	55	0	42	0
12月	36	0	29	30,000	46	0
1月	24	0	38	0	46	0
2月	24	0	47	0	47	0
3月	0	0	44	30,000	63	30,000
計	458	60,000	448	60,000	592	60,000

2. 施設維持管理経費の推移

(1) 釜石市球技場（弓道場含む）

(単位：円)

科目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	6,326,380	7,494,963	6,715,613
消耗品費	187,216	362,621	327,561
燃料費	88,455	79,585	58,217
光熱水費	2,163,567	2,750,418	3,093,982
修繕費	60,982	1,084,274	46,849
通信運搬費	114,045	116,331	107,484
手数料	47,140	29,563	10,830
委託料	2,322,546	1,322,552	3,731,950
使用料	106,272	106,272	114,624
公課費ほか	1,181,402	1,706,527	1,480,140
計	12,598,005	15,053,106	15,687,250

(2) 市民交流センター

(単位：円)

科目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	7,749,825	7,279,336	6,793,583
消耗品費	109,819	261,040	179,711
燃料費	204,792	51,084	28,810
光熱水費	1,324,112	719,806	910,229
修繕費	62,511	132,517	0
通信運搬費	119,764	113,027	98,226
手数料	35,310	11,168	10,390
委託料	600,952	295,284	221,548
備品購入費	0	0	0
使用料	106,272	106,272	114,624
公課費ほか	1,359,402	977,408	966,415
計	11,672,759	9,946,942	9,323,536

※令和3年度は本館部分の経費を含む

(3) 市営プール

(単位：円)

科目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	13,420,808	14,128,607	15,765,035
消耗品費	2,875,830	2,410,221	2,310,484
燃料費	23,011,289	20,237,510	18,170,689
光熱水費	6,539,880	7,744,559	10,211,466
修繕費	687,733	732,879	1,059,823
通信運搬費	100,562	98,756	89,770
手数料	50,410	24,676	35,310
委託料	2,355,628	2,591,007	2,517,628
備品購入費	0	0	0
使用料	147,324	282,074	386,676
公課費ほか	1,821,918	1,917,332	1,646,320
計	51,011,382	50,167,621	52,193,201

(4) 釜石市民体育館

(単位：円)

科目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費		14,760,303	14,557,274
消耗品費		785,300	275,008
燃料費		37,304	83,919
雑費		133,230	79,544
光熱水費		7,936,046	9,872,490
修繕費		20,624	32,340
通信運搬費		243,808	240,588
手数料		25,613	11,490
委託料		2,995,111	2,180,860
使用料及び賃借料		0	0
公課費ほか		1,922,463	1,977,078
計		28,859,802	29,310,591

(5) 昭和園クラブハウス（中妻体育館含む）

（単位：円）

科目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	3,113,496	3,183,989	3,522,271
管理費	1,736,854	1,776,635	1,405,459
計	4,850,350	4,960,624	4,927,730

(6) 平田公園野球場（クラブハウス含む）

（単位：円）

科目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	4,993,178	5,249,751	5,333,283
消耗品費	393,318	299,142	199,971
燃料費	135,716	165,581	157,596
光熱水費	4,600,504	4,743,372	6,985,856
修繕費	1,120,134	859,164	760,980
通信運搬費	161,654	160,942	161,488
手数料	17,170	19,220	11,510
委託料	1,998,112	1,989,330	1,941,932
備品購入費	985,600	552,500	288,464
原材料費ほか	538,150	821,836	856,338
計	14,943,536	14,860,838	16,697,418